

# 第3次鳥取県肝炎対策推進計画 （令和6年度～令和11年度）

令和6年4月  
鳥 取 県

## 鳥取県肝炎対策推進計画（鳥取県保健医療計画の第4章第3節「3 肝炎対策」）

本県では、「鳥取県保健医療計画」（令和6年度～11年度）と政策的に関連の深い計画を一体的に策定しました。

「鳥取県保健医療計画」の第4章第3節「3 肝炎対策」は、肝炎対策基本法第4条及び肝炎対策の推進に関する基本的な指針第9（3）の規定に基づき「第3次鳥取県肝炎対策推進計画」として策定したものです。

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

### 目次

|   |                                     |    |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 目標（目指すべき姿）                          | 1  |
| 2 | 現状と課題                               | 1  |
|   | ア 肝炎の予防のための施策                       |    |
|   | イ 肝炎検査の実施体制の充実                      |    |
|   | ウ 肝炎医療を提供する体制の確保                    |    |
|   | エ 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成              |    |
|   | オ 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重     |    |
|   | カ その他                               |    |
| 3 | 施策の方向性                              | 5  |
|   | （1）基本的な考え方                          |    |
|   | （2）肝炎ウイルス検査の促進                      |    |
|   | （3）適切な肝炎医療の推進                       |    |
|   | （4）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重 |    |
|   | （5）肝炎患者及びその家族等への相談支援や情報提供の充実        |    |
| 4 | 具体的な取組                              | 7  |
|   | ア 肝炎の予防のための施策                       |    |
|   | イ 肝炎検査の実施体制の充実                      |    |
|   | ウ 肝炎医療を提供する体制の確保                    |    |
|   | エ 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成              |    |
|   | オ 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重     |    |
|   | カ その他                               |    |
| 5 | 肝炎対策の医療提供体制                         | 11 |
| 6 | 数値目標                                | 13 |
|   | 資料（データ等）                            | 14 |

## 第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築

### 第3節 課題別

## 3 肝炎対策(鳥取県肝炎対策推進計画)

### 1 目標(目指すべき姿)

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、脂肪性、自己免疫性等(以下「ウイルス性」「非ウイルス性」という。)に分類され、多様となっています。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス(以下「肝炎ウイルス」という。)感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、国内最大の感染症と言われていることから、ウイルス性肝炎に係る対策が喫緊の課題です。

肝炎及び肝がんに関する正しい知識の普及、肝炎ウイルス陽性者の早期発見の推進、肝炎ウイルス陽性者のフォローアップの推進、肝炎ウイルス陽性者を病状に応じた適切な治療につなげる環境整備の促進などにより、肝硬変及び肝がんへの移行者を減少させて、肝硬変及び肝がんの死亡者を低減させることを目指します。

### 2 現状と課題

#### (1) 現状

##### ア 肝炎の予防のための施策

- 感染経路についての知識が十分でないことによる新たな感染を予防するためには、県民に正しい知識を普及することが必要であることから、県は県民向け啓発冊子などを通じ、普及啓発活動を実施しています。
- 妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示しているほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう、市町村を通じたB型肝炎母子感染予防対策を実施しています。

##### イ 肝炎検査の実施体制の充実

- 市町村は、健康増進法(平成十四年八月二日法律第百三号)に基づく健康増進事業等により、地域住民を対象に肝炎ウイルス検査を実施するとともに、40歳以上の未受検者に対し、個別受検勧奨を行っています。
- 市町村は、地域住民個々の肝炎ウイルス検査受検状況の把握に努め、受検結果の適切な情報管理を行うほか、未受検者への個別受検勧奨や肝炎ウイルス陽性者への精密検査、定期検査の受診勧奨に取り組んでいます。

- 県は、市町村が健康増進事業に基づき実施する肝炎ウイルス検査の受検が困難な者等を対象に、県内各保健所及び県の委託医療機関において、肝炎ウイルス無料検査を実施しています。
- 県は、県が実施する上記肝炎ウイルス検査の実施について、県政だよりや県ホームページなど各種広報媒体を用いて広報を行っています。
- 鳥取県肝炎対策協議会及び鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会において、肝炎ウイルス検査の精度管理を行っています。

## ウ 肝炎医療を提供する体制の確保

- 全ての肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療を継続的に受けられるよう、国立大学法人鳥取大学医学部附属病院を肝疾患診療連携拠点病院として指定するとともに、鳥取県肝疾患専門医療機関を指定するなど、肝炎に係る医療体制を整備しています。（以下、肝疾患診療連携拠点病院及び肝疾患専門医療機関を「拠点病院等」という。）
- 肝疾患診療連携拠点病院が中心となり、肝疾患専門医療機関及びかかりつけ医を含む肝炎診療ネットワークの構築が図られています。
- 肝疾患診療連携拠点病院が中心となり「鳥取県肝がん地域連携パス」の整備及びこれを活用した医療連携が行われています。
- 市町村では肝炎ウイルス検査で陽性となった者へ「私の手帳」を配布し、肝炎患者等に対し定期的な受診勧奨を進めています。
- 県は、肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対して「肝炎ハンドブック」を配布し、肝炎医療等に係る正しい知識の普及に努めています。
- 県は、国の肝炎医療費助成制度に基づき、ウイルス性慢性肝炎患者に対する医療費助成事業を実施するとともに、各種広報媒体により広く制度の周知を図っています。

## エ 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- 肝疾患診療連携拠点病院は、鳥取県肝疾患診療連携協議会を開催し、肝疾患医療に携わる医師等を対象とした肝疾患医療の資質向上に向けた研修会を毎年開催しています。
- 鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会は、肝炎ウイルス検査及び肝疾患医療に携わる医師等を対象に従事者講習会や症例検討会を毎年開催しています。
- 県は、拠点病院等と連携して、肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター（\*）を養成しています。
- 県は、肝がんの医療提供体制が今後さらに充実するよう、日本肝臓学会肝臓専門医などの専門医資格取得を支援する「がん専門医等資格取得支援事業」を実施しています。

**\*【肝炎医療コーディネーター】**

市町村の保健師、保健所の担当者、医療機関の医療従事者、企業の健康管理担当者、患者団体等を対象に、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や窓口の案内、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や精密検査の受診勧奨、医療費助成制度の周知などを行う人材として、県が拠点病院等と連携して養成した者

**オ 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重**

- 県は、肝炎に対する正しい知識の普及を図るため、新聞広告、啓発冊子、ポスター、県ホームページなど各種広報媒体を用いて啓発を行っています。
- 肝疾患診療連携拠点病院に設置されている「鳥取県肝疾患相談センター」や保健所において、肝疾患に関する相談を受付ける窓口を設置しています。
- 鳥取県人権尊重の社会づくり条例第6条の規定に基づく鳥取県人権施策基本方針において、「病気にかかわる人の人権問題」を明示し、施策の基本的方向を示しているほか、県庁の人権局内及び中部・西部総合事務所に人権相談窓口を設置しています。

**鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）（一部抜粋）**

感染症、精神疾患、がんなど、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対する様々な人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。

**(2) 課題**

**ア 肝炎の予防のための施策**

- 感染経路についての知識が十分ではないことによる肝炎ウイルスの新たな感染を予防するため、県民に対し、感染予防の正しい知識の普及が必要です。
- 肝炎ウイルス検査受検の重要性の普及啓発や受検しやすい環境整備が必要です。
- B型肝炎に係る母子感染予防対策についても、継続して取り組む必要があります。

**イ 肝炎検査の実施体制の充実**

- 肝炎ウイルス検査は、市町村、県及び事業所検診等において実施されていますが、未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者が多数存在すると推測されます。肝炎ウイルスの感染経路は多種多様であり、本人が自覚しないうちに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての県民が少なくとも生涯に1回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることから、肝炎ウイルス検査の受検を希望する全ての県民が検査を受検できるよう検査体制の充実に向けた取組が必要です。
- 肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識することが重要であるほか、肝炎ウイルス陽性者に対し、精密検査、定期検査(年2回以上受診)を受けるよう個別勧奨することが重要です。

- 肝炎医療に従事する者に対し、肝疾患診療連携拠点病院が開催する研修等により、肝炎ウイルス検査等に関する最新の知見の修得のための機会を確保する必要があります。
- 肝炎ウイルスの検査体制や精度管理については、専門家等の意見を聞きながら、一層の推進を図る必要があります。

#### ウ 肝炎医療を提供する体制の確保

- 肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関を受診しない、あるいは、医療機関を受診しても、治療を中断してしまうという問題点が指摘されています。全ての肝炎患者等が適切な肝炎医療を継続的に受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院等及びかかりつけ医が連携する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要があります。さらに、拠点病院等とかかりつけ医の連携に際しては、「鳥取県肝がん地域連携パス」の一層の活用を推進する必要があります。
- 心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に適切な肝炎治療を受けることができるよう、事業主や職域において健康管理に携わる者等をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を受けられるよう啓発を行う必要があります。また、就労支援に関する取組について、「肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業」の成果も活かしつつその推進を図る必要があります。
- 肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施、肝炎治療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する必要があります。

#### エ 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- 肝炎医療に携わる者が最新の肝炎診療に関する知見を修得することは、治療方針の決定や患者説明を適切に行う上で非常に重要です。
- 肝炎ウイルスの新たな感染防止及び肝硬変や肝がんの予防には、肝炎ウイルスに感染した者を適切な医療に結びつけることが重要です。そのために必要な知識を有する看護師、薬剤師、保健師等の人材育成に努めることが重要です。
- 肝炎医療コーディネーターを養成し、地域や職域における肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ等の支援に努める必要があります。
- 肝炎治療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成確保等を図ることが必要です。

#### オ 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

- 肝炎に係る正しい知識は、いまだ県民に十分に浸透していないと考えられます。特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての県民に対して、肝炎

の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要があります。

- 早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が誤解による偏見や差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等と協働を図りながら、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。

## カ その他

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化充実  
肝炎患者等及びその家族が、肝炎医療を受けながら生活の質の向上を図ることができるよう、引き続き肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、相談及び情報提供等の支援体制の充実を図る必要があります。肝炎患者等の一人一人の人権を尊重し、偏見や差別を解消する必要があります。
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方  
肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは適切な療法により、生活の質を維持しながら長期の延命も可能となってきています。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するための取組を講じる必要があります。

## 3 施策の方向性

### (1) 基本的な考え方

ウイルス性肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあります。また、B型肝炎では慢性的経過を経ずに肝がんを発症するケースもあります。このため、肝炎患者等に関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。

そのためにも、肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、相談に対する助言や相談窓口の案内、肝炎ウイルス検査や精密検査の受診の勧奨、医療費助成制度の説明などを行う、肝炎医療コーディネーターの養成・活用を図ることが重要です。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が連携して推進することが重要です。

### (2) 肝炎ウイルス検査の促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、各個人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを判断することは困難であることから、全ての県民が、少なくとも生涯に1回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられます。特に、肝炎ウイルス検査未受検者が、自ら健康や生

命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につなげることが重要です。その実現に向けては、肝炎ウイルス検査の受検の必要性について、広く県民に普及啓発を行うと同時に、年齢等に焦点を絞って普及啓発を行うことも重要です。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うことが必要です。引き続き、地方公共団体等による肝炎ウイルス検査のほか、職域においても検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するためのフォローアップ体制の整備に重点的に取り組んでいくことが必要です。

また、従来は、肝炎患者等は治療と就労の両立が困難でしたが、医療の進歩により心身などへの負担がより少ない治療が可能となったため、治療と就労の両立に向けたより一層の普及啓発を行うことが重要です。

### (3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な肝炎医療を受けることが重要です。そのため、医療機関においては、肝炎は症状が進行しなければ自覚症状が乏しいことが多いこと、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の事情を認識して肝炎患者等に接することが必要です。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識と経験が必要であることから、肝炎患者等は、拠点病院等又は、拠点病院等との医療連携により適切な肝炎治療の提供が可能な鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関等において、治療方針の決定を受けるように推進します。

拠点病院等及び鳥取県肝臓がん検診精密検査医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等が、継続して適切な治療を受けられる肝疾患診療体制を構築するため、肝疾患診療連携拠点病院が中心となって肝疾患専門医療機関の治療水準の向上、かかりつけ医を含む医療機関との連携の強化等を図る必要があります。

近年、肝炎の治療法は著しく進歩しており、適切な医療を受けることにより、肝炎ウイルスを体内から排除又は増殖を抑制することができ、肝炎が治癒する可能性が高くなってきているため、肝炎ウイルス陽性者をフォローアップすることにより早期の治療に繋げ、適切な治療を行うことが非常に重要です。

また、抗ウイルス療法(C型肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎のインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療をいう。)は、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防したり、又は遅らせることが期待できるほか、ウイルス量を低減することにより二次感染の予防にも繋がります。

県は引き続き、肝炎ウイルス陽性者に対する初回精密検査費や慢性肝炎・肝硬変・肝がん患者に対する定期検査費の助成や国の肝炎医療費助成制度に基づき、慢性肝炎患者に対する経済



的支援に取り組むとともに、肝炎医療の推進を図る必要があります。

#### (4) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重

肝炎ウイルスへの感染は、多くの場合、自覚症状が現れにくいいため、感染者本人が感染に気付きにくく、感染を認識しても、早急な治療の必要性を認識しにくいのが実態です。このため、県民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要があります。

また、患者団体等の協力を得ながら肝炎患者等に対する誤解による偏見や差別を解消し、また、新たな感染を予防するため、感染経路についての正しい知識を普及することが必要です。

さらに、肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要です。

#### (5) 肝炎患者及びその家族等への相談支援や情報提供の充実

肝炎患者及びその家族等は、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱える可能性が高く、治療における副作用、費用の負担等について治療開始前又は治療中において精神的な負担に直面することも多いため、不安や精神的負担の軽減に資する相談支援を行う必要があります。

また、肝炎患者及びその家族を含む県民の視点に立った、肝炎に関する正しく分かりやすい情報の提供を引き続き行う必要があります。

## 4 具体的な取組

### ア 肝炎の予防のための施策

#### (肝炎予防に関する普及啓発)

- ・県は、肝炎ウイルスの新たな水平感染を防止するため、国が作成する日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発媒体や集団生活が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を活用し、市町村及び医療機関等と連携を図り、普及啓発に努めます。
- ・県は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為について、正しい知識と理解を深めるため、国が示す肝炎についての情報等を活用し、市町村及び拠点病院等と連携を図りながら普及啓発を行います。

#### (B型肝炎予防ワクチンの接種推進等)

- ・肝疾患診療連携拠点病院は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団に対し、B型肝炎予防ワクチン接種の有効性、安全性等に関する情報提供を必要に応じて行います。
- ・市町村は、B型肝炎に係る母子感染予防対策に継続して取り組みます。
- ・市町村は、0歳児に対するB型肝炎予防ワクチンの定期接種を適切に行います。

### イ 肝炎検査の実施体制の充実

#### (肝炎ウイルス検査の環境整備)

- ・県及び市町村は、肝炎ウイルス検査を引き続き実施するとともに、受検しやすい環境の整

備に努めます。

#### (肝炎ウイルス検査に関する普及啓発)

- 県及び市町村は、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して肝炎ウイルス検査受検に向けた効果的な広報に努めます。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域での受検勧奨を図ります。また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査結果について、プライバシーに配慮した適正な取扱いをするよう周知を行います。

#### (肝炎ウイルス検査の受検勧奨)

- 市町村は、住民の肝炎ウイルス検査受検状況の把握に努め、未受検者に対し、個別受検勧奨を行うよう努めます。

#### (精密検査、定期検査の受診勧奨)

- 県及び市町村は、肝炎ウイルス陽性者に対し、精密検査の受診勧奨に努めます。
- 市町村は、受検結果の情報を適正に管理するための台帳を整備の上、肝炎ウイルス陽性者に対し、年1回、定期検査(年2回以上受診が望ましい)の受診勧奨に努めます。
- かかりつけ医を含めた医療機関は、肝炎ウイルス陽性者に対し、定期検査(年2回以上が望ましい)の受診勧奨に努めます。

#### (肝炎ウイルス検査の実施体制及び検査の精度管理)

- 鳥取県肝炎対策協議会及び鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会において、肝炎ウイルス検査の実施体制及び検査の精度管理等について引き続き協議を実施します。

### ウ 肝炎医療を提供する体制の確保

#### (肝疾患の診療ネットワークの充実強化)

- 肝疾患診療連携拠点病院は、県内の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、県及び市町村と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者が地域で良質かつ適切な肝炎治療を受けられる環境を整備するよう取り組みます。県はこうした肝疾患診療連携拠点病院の取組に対して必要な支援を行います。

#### (診療連携の推進)

- 県は、「鳥取県肝がん地域連携パス」等を活用した拠点病院等とかかりつけ医との診療連携の推進に協力します。

#### (肝炎の治療に係る普及啓発)

- 県及び市町村は、肝炎ウイルス検査受検前又は結果通知時において、受検者が肝炎の病態、治療及び予防について正しく認識できるよう普及啓発に努めます。
- 県及び拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎治療が受けられることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に対する啓発等を行います。
- 県及び市町村は、肝炎医療費助成制度、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、高額療養費制度、傷病手当金、障害年金、肝臓機能障害に対する身体障害者手帳など、肝炎患者に役立つ各種制度の周知に努めます。

### (治療に対する支援)

- 抗ウイルス治療は、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防、又は遅らせるほか、ウイルス量を低減することにより二次感染の予防にもつながることから、県は、国の医療費助成制度に基づき、抗ウイルス治療に対する経済的支援に取り組みます。

### (相談体制の整備)

- 肝炎患者等の相談体制について、県及び肝疾患診療連携拠点病院は、ICTの活用等必要な取組を検討し、適切な体制を整備します。

## エ 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成

- 肝疾患診療連携拠点病院は、肝炎医療の資質向上のため、肝炎治療に携わる医療従事者を対象とした研修会の開催に継続して取り組みます。
- 鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会は、肝炎ウイルス検査及び肝疾患医療に携わる医師等を対象とした従事者講習会や症例検討会の開催に継続して取り組みます。
- 県は、肝がんの医療提供体制が今後さらに充実するよう、日本肝臓学会肝臓専門医などのがん専門医資格取得を支援する事業に継続して取り組みます。
- 県は、拠点病院等と連携して、肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や肝炎ウイルス陽性者のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーターの養成と活躍の推進に取り組みます。

## オ 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重

### (肝炎に関する総合的な啓発)

- 県は、平成25年度より、毎年7月を「鳥取県肝臓病月間」と定め、拠点病院等、医師会を含む医療関係者、医療保険者、事業主、肝炎患者団体等と連携し、あらゆる世代の県民が、肝炎及び肝がんを中心とする肝臓病について正しい知識を持つために総合的な啓発を行います。

### 【主な項目】

- 肝炎ウイルスの新たな水平感染防止について
  - 日常生活上の注意事項
  - 特に性行為やピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイクなど、肝炎ウイルス感染の危険性のある行為についての正しい知識の普及
  - 母子感染や乳幼児期の水平感染について
  - 0歳児のB型肝炎ワクチンの定期接種化について
  - 肝炎ウイルス検査による肝炎ウイルスの早期発見の重要性
  - 肝臓病の病態に応じた適切な医療を受けることの重要性
  - 知識不足や誤解による偏見・差別の防止 など
- なお、各種啓発については、鳥取県が独自に制作した「鳥取県肝炎総合対策キャラクターかんぞうくん」を活用するなど、県民にわかりやすい内容となるよう留意するほか、世界保健機関(WHO)が定める世界肝炎デー(毎年7月28日)、厚生労働省が定める日本肝炎デー(毎年7月28日)、財団法人ウイルス肝炎研究財団が定める肝臓週間(毎年7月下旬)等

との連携に努めるなど、機運の醸成に努めます。併せて県及び市町村が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行います。

- 肝疾患診療連携拠点病院は、肝疾患に係る相談窓口である「鳥取県肝疾患相談センター」について、県民及び医療機関など関係団体に広く周知を図ります。
- 県は、国が行う肝炎患者等に対する偏見や差別の実態把握とその被害の防止のためのガイドライン作成のための研究の成果等を活用し、市町村や拠点病院等と連携を図り、普及啓発に努めます。
- 県及び拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎治療が受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に対する啓発等を行います。

#### **(肝炎患者等の人権の尊重)**

- 県は、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向け、国のこれまでの研究成果を基に、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、取組を進めます。
- 偏見や差別に関する問題事案について、法務局、県及び市町村の人権相談窓口などで、相談に応じていることから、県及び市町村において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行います。

### **カ その他**

#### **(肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化充実)**

- 県、拠点病院等は肝炎患者及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者及びその家族等と、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。
- 偏見や差別に関する問題事案について、法務局、県及び市町村の人権相談窓口などで、相談に応じていることから、県及び市町村において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行います。(再掲)

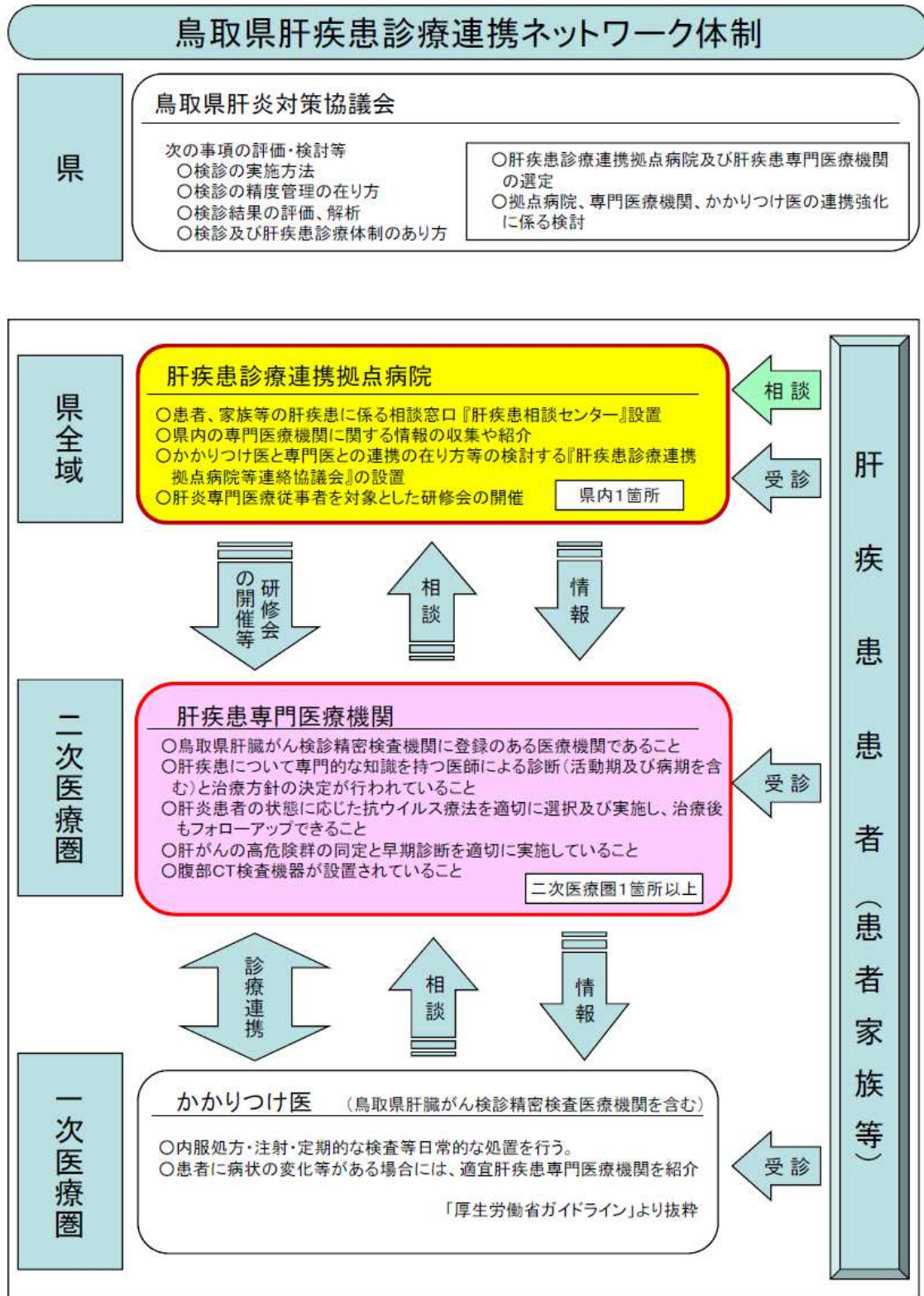
#### **(肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方)**

- 拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る医療水準の向上などを図るため、医療従事者などへの研修及び情報提供などを推進します。
- 県、拠点病院等は肝炎から進行した肝硬変及び肝がんを含む肝炎患者等の及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

#### **(地域の実情に応じた肝炎対策の推進)**

- 県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、肝炎対策を推進するための体制を構築し、市町村、拠点病院等をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他関係者と連携して肝炎対策を推進します。

## 5 肝炎対策の医療提供体制



## 【医療連携体制において役割を果たす医療機関】

### < 鳥取県肝疾患診療連携拠点病院（令和5年7月1日現在） >

| 医療機関名              | 住所       | 連絡先          |
|--------------------|----------|--------------|
| 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院内 | 米子市西町 36 | 0859-33-1111 |

### < 鳥取県肝疾患専門医療機関（令和5年7月1日現在） >

| 地域 | 医療機関名        | 住所           | 連絡先          |
|----|--------------|--------------|--------------|
| 東部 | 鳥取県立中央病院     | 鳥取市江津 730    | 0857-26-2271 |
|    | 鳥取市立病院       | 鳥取市の場 1-1    | 0857-37-1522 |
|    | 鳥取赤十字病院      | 鳥取市尚徳町 117   | 0857-24-8111 |
|    | 鳥取生協病院       | 鳥取市末広温泉町458  | 0857-24-7251 |
|    | まつだ内科医院      | 鳥取市叶284-1    | 0857-38-4777 |
|    | 岡本医院         | 鳥取市津ノ井258-2  | 0857-53-2028 |
| 中部 | 鳥取県立厚生病院     | 倉吉市東昭和町150   | 0858-22-8181 |
|    | 三朝温泉病院       | 東伯郡三朝町山田690  | 0858-43-1321 |
| 西部 | 山陰労災病院       | 米子市皆生新田1-8-1 | 0859-33-8181 |
|    | 博愛病院         | 米子市両三柳1880   | 0859-29-1100 |
|    | 鳥取県済生会境港総合病院 | 境港市米川町44     | 0859-42-3161 |
|    | 西伯病院         | 西伯郡南部町倭397   | 0859-66-2211 |
|    | 日野病院         | 日野郡日野町野田332  | 0859-72-0351 |

### < 鳥取県肝疾患相談センター >

相談内容：肝疾患に係る相談（予防、治療、生活面、各種制度など）

相談料：無料

| 場所                 | 住所       | 連絡先          |
|--------------------|----------|--------------|
| 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院内 | 米子市西町 36 | 0859-38-6525 |

### < 県内の肝炎患者会 >

| 名称         | 住所          | 連絡先           |
|------------|-------------|---------------|
| 鳥取県オアシス友の会 | 鳥取市岩倉262-25 | 090-4578-0307 |

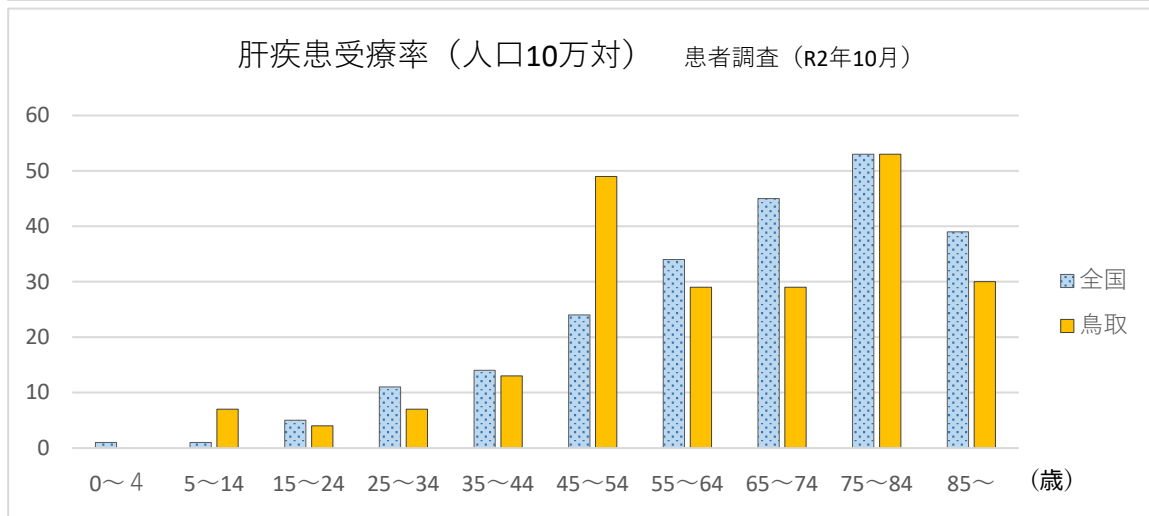
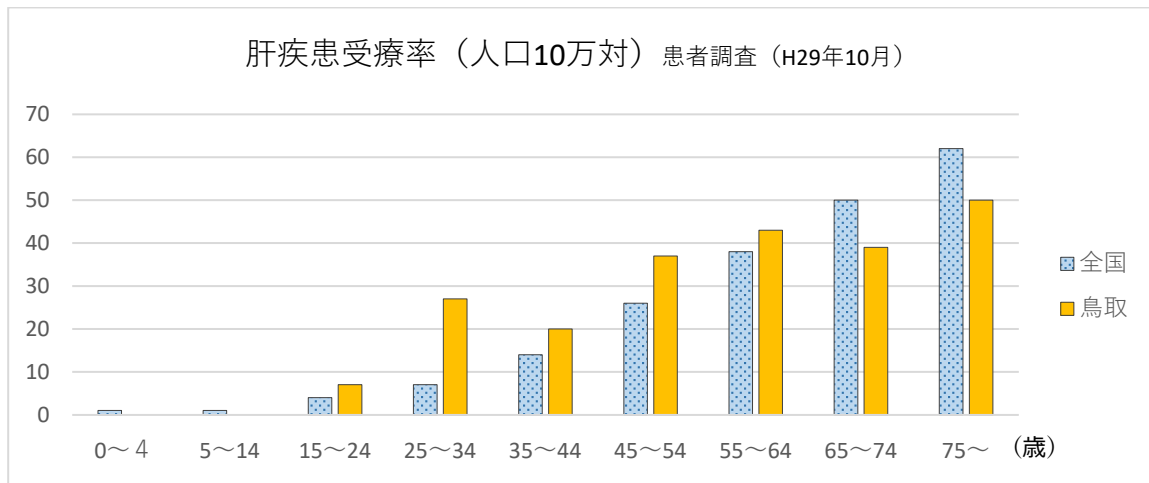
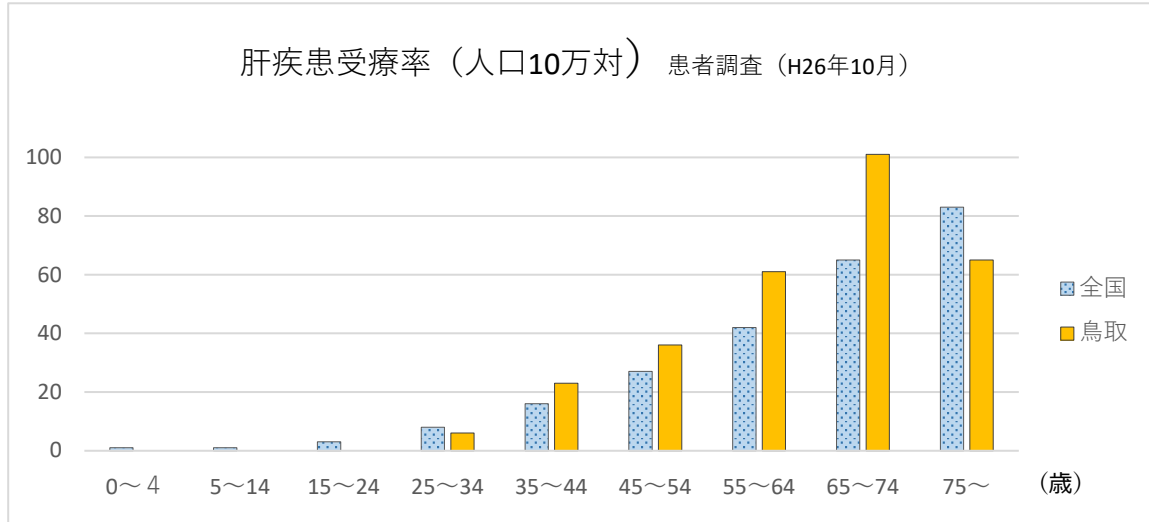
## 6 数値目標

| 指標                             | 現状値              |              | 目標値                |        | 出典                               |
|--------------------------------|------------------|--------------|--------------------|--------|----------------------------------|
|                                | 数値               | 年度           | 数値                 | 年度     |                                  |
| 肝がんの75歳未満年齢調整死亡率               | 3.7<br>(全国 3.7)  | R3           | 全国平均値<br>以下        | R11    | 国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計) |
| 県及び市町村で実施するB型及びC型肝炎ウイルス検査の受検者数 | 30,982人<br>(見込み) | H30～R5       | 34,000人            | R6～R11 | 鳥取県健康対策協議会<br>肝臓がん対策専門委員会<br>資料  |
| 肝炎ウイルス検査陽性者の精密検査受診率            | 61.7%            | H30～R3<br>平均 | 80%以上              | R11    | 鳥取県健康対策協議会<br>肝臓がん対策専門委員会<br>資料  |
| 肝炎医療コーディネーター養成数                | 225人             | R4末          | 240人以上<br>養成し、維持する | R11末   | —                                |

資料(データ等)

1. 肝疾患受療率(人口10万対)

肝疾患の受療率は下記のとおりです。



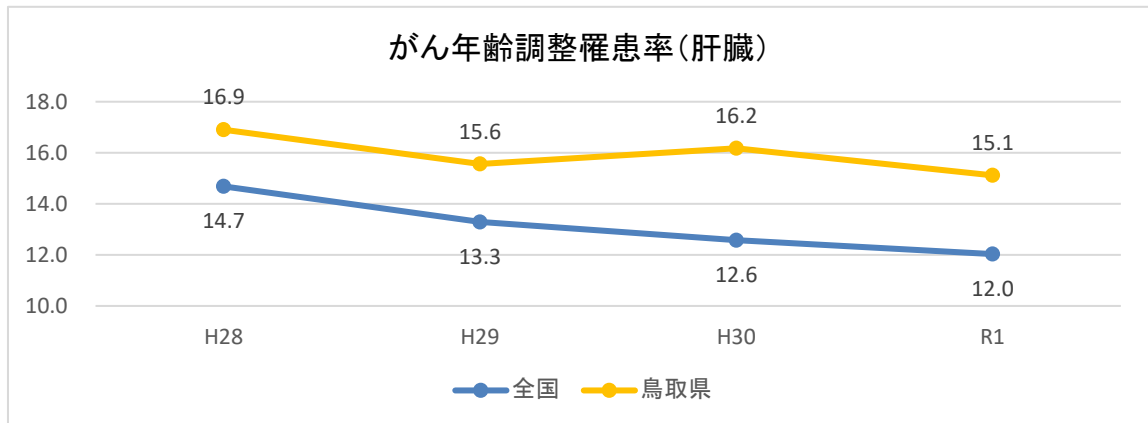


## 2. がん年齢調整罹患率(肝臓)の推移

本県におけるがん年齢調整罹患率(肝臓)は全国と比較して高く推移しています。

|     | H28  | H29  | H30  | R1   |
|-----|------|------|------|------|
| 全国  | 14.7 | 13.3 | 12.6 | 12.0 |
| 鳥取県 | 16.9 | 15.6 | 16.2 | 15.1 |

出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)



## 3. 肝がん死亡者数の年次推移

本県における肝がん死亡者数の年次推移は以下のとおりです。

(人)

|      | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 死亡者数 | 195 | 157 | 150 | 151 | 145 | 158 | 139 |

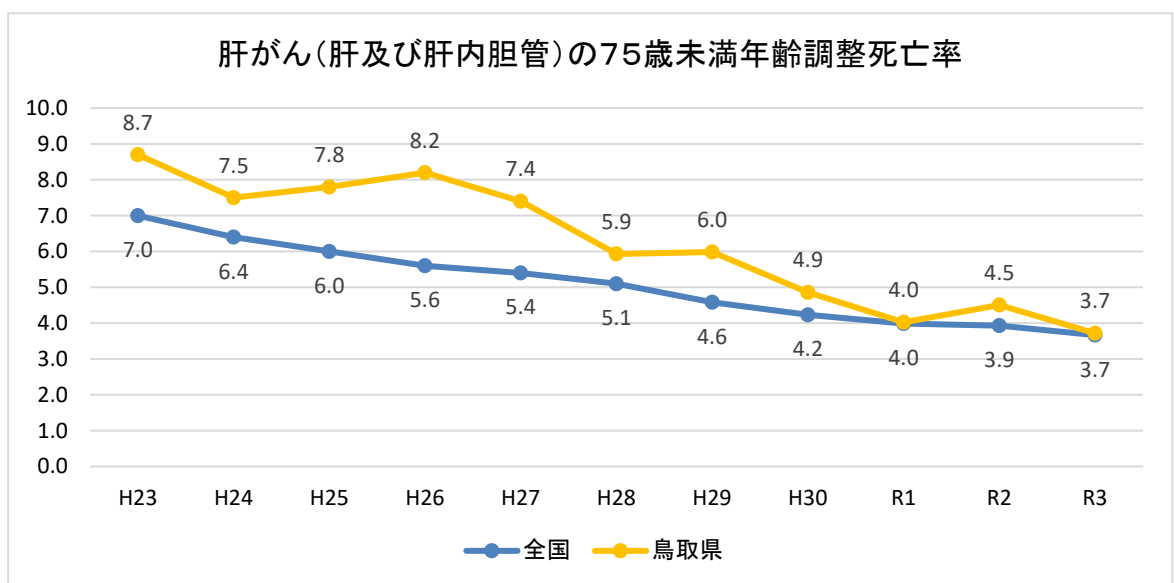
出典:人口動態統計 悪性新生物(肝及び肝内胆管)死亡数

#### 4. 肝がんの年齢調整死亡率の年次推移(人口 10 万対)

本県における肝がんの75歳未満年齢調整死亡率の年次推移は以下のとおりです。全国より高い水準が続いていたが、令和3年度は全国平均となりました。

|      | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全国   | 7.0 | 6.4 | 6.0 | 5.6 | 5.4 | 5.1 | 4.6 | 4.2 | 4.0 | 3.9 | 3.7 |
| 鳥取県  | 8.7 | 7.5 | 7.8 | 8.2 | 7.4 | 5.9 | 6.0 | 4.9 | 4.0 | 4.5 | 3.7 |
| 全国順位 | 7位  | 14位 | 7位  | 2位  | 3位  | 13位 | 4位  | 15位 | 23位 | 9位  | 23位 |

出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(人口動態統計)

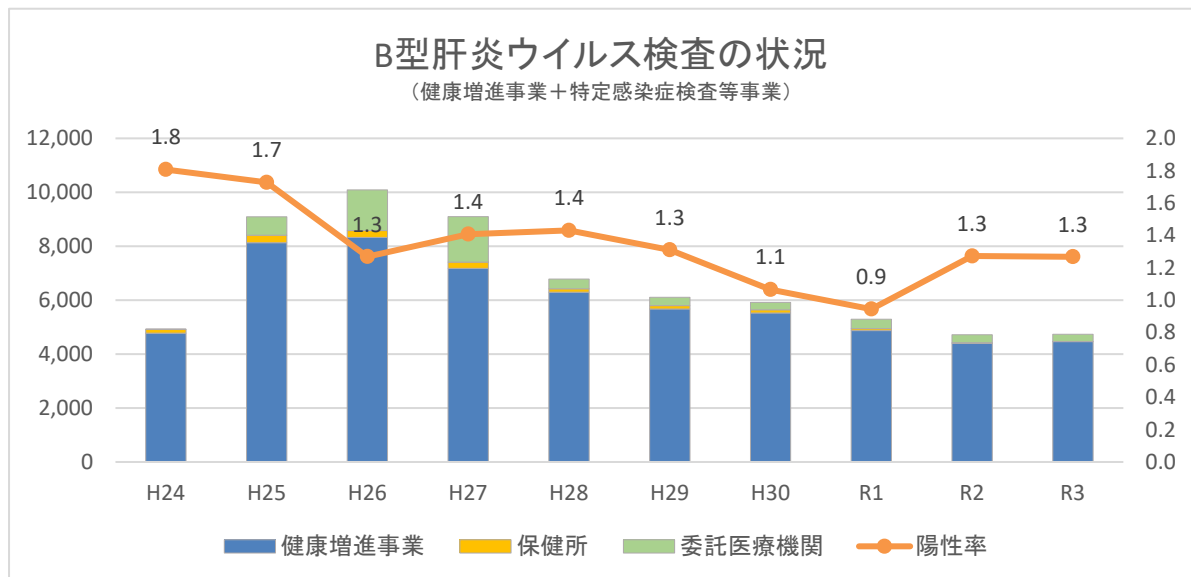


## 5. 肝炎ウイルス検査の状況(受検者数、陽性者数、陽性率、精密検査受診率)

肝炎ウイルス検査は、保健所、市町村、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されています。市町村が実施する健康増進事業及び保健所及び委託医療機関が実施する特定感染症検査等事業の実績は以下のとおりです。

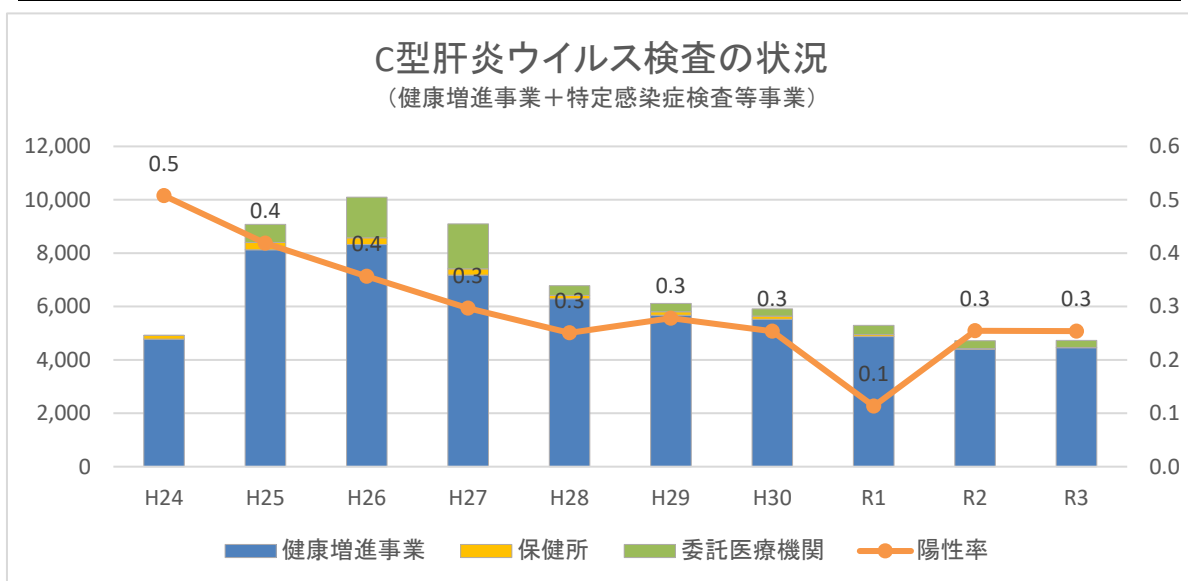
### <B型肝炎ウイルス検査>

|                |        | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 健康増進事業(市町村)    |        | 5,670 | 5,521 | 4,872 | 4,399 | 4,458 |
| 特定感染症<br>検査等事業 | 保健所    | 127   | 120   | 72    | 22    | 10    |
|                | 委託医療機関 | 309   | 273   | 349   | 294   | 265   |
| 合計(件)          |        | 6,106 | 5,914 | 5,293 | 4,715 | 4,733 |
| (うち陽性者)(人)     |        | 80    | 63    | 50    | 60    | 60    |
| (陽性率)(%)       |        | 1.3   | 1.1   | 0.9   | 1.3   | 1.3   |



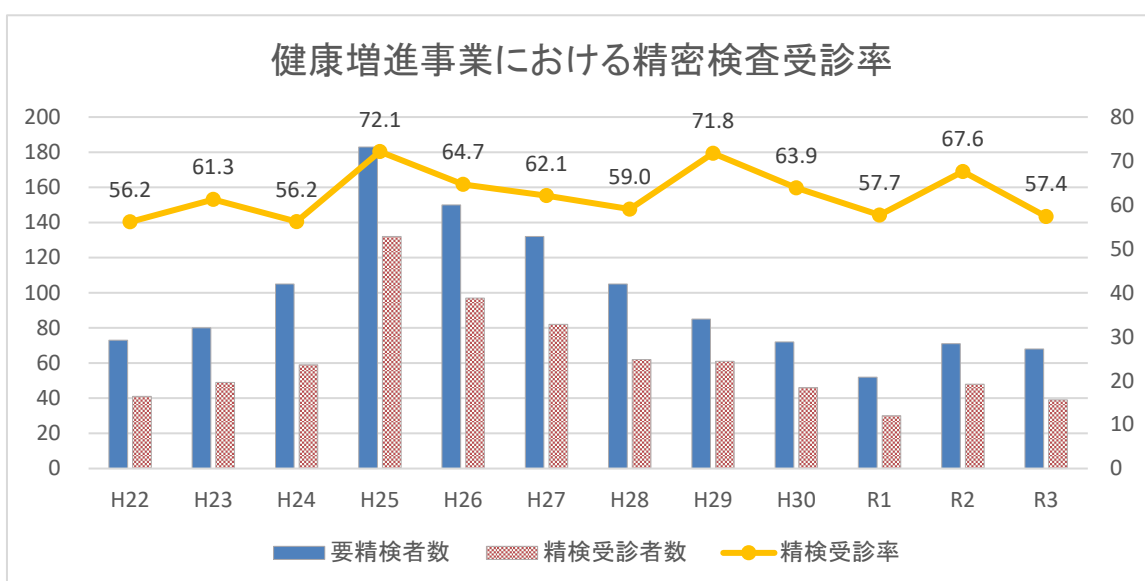
<C型肝炎ウイルス検査>

|                |        | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
|----------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 健康増進事業(市町村)    |        | 5,670 | 5,521 | 4,872 | 4,399 | 4,458 |
| 特定感染症<br>検査等事業 | 保健所    | 132   | 119   | 71    | 22    | 10    |
|                | 委託医療機関 | 311   | 273   | 350   | 294   | 263   |
| 合計(件)          |        | 6,113 | 5,913 | 5,293 | 4,715 | 4,731 |
| (うち陽性者)(人)     |        | 17    | 15    | 6     | 12    | 12    |
| (陽性率)(%)       |        | 0.3   | 0.3   | 0.1   | 0.3   | 0.3   |



<健康増進事業における精密検査受診率>

| 年度          | H29  | H30  | R1   | R2   | R3   |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 要精密検査者数(人)  | 85   | 72   | 52   | 71   | 68   |
| 精密検査受診者数(人) | 61   | 46   | 30   | 48   | 39   |
| 受診率(%)      | 71.8 | 63.9 | 57.7 | 67.6 | 57.4 |



6. 肝炎治療特別促進事業認定者の年次推移

本県における肝炎特別促進事業の認定者数の年次推移は以下のとおりです。 (人)

|    | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| B型 | 93  | 82  | 81  | 65 | 59 | 57 | 54 |
| C型 | 302 | 184 | 112 | 68 | 52 | 61 | 48 |

7. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定者の年次推移

平成30年度から開始された本事業の認定状況は以下のとおりです。 (件)

|          | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|-----|----|----|----|----|
| 新規認定件数   | 1   | 10 | 3  | 14 | 14 |
| 助成件数(入院) | 2   | 29 | 30 | 48 | 48 |
| 助成件数(外来) | —   | —  | —  | 23 | 52 |

※外来治療への助成は令和3年度から追加

8. 肝炎医療コーディネーターの養成状況について

平成30年度から肝炎医療コーディネーターを養成し、活動できるコーディネーターは令和4年度末で225名です(認定後は県が指定する研修を定期的(3年に1回以上)に受講する必要があります)。

|                            | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新規認定者数(人)                  | 79  | 46  | 80  | 31  | 36  |
| 肝炎医療コーディネーター数<br>(各年度末時点※) | 79  | 125 | 205 | 236 | 225 |

※定期的な研修受講がなかった者がいるため。